

第 183 回

千葉県都市計画審議会

議 事 録

期 日 平成 29 年 3 月 29 日 (水)

場 所 ホテルプラザ菜の花「菜の花」

目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1 . 開 会	1
2 . 都市整備局長挨拶	1
3 . 定足数の報告	1
4 . 議長の指定	1
5 . 議事録署名人の指名	1
6 . 非公開議案等の審査	2
7 . 議案審議	2
第1号議案	2
8 . 閉 会	7

第 1 8 3 回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

平成 2 9 年 3 月 2 9 日 (水)

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 議長の指定
- 5 議事録署名人の指名
- 6 非公開議案等の審査
- 7 議案審議
第 1 号議案
- 8 閉 会

第183回千葉県都市計画審議会
 平成29年3月29日(水曜日)
 於・ホテルプラザ菜の花 3階 「菜の花」
 午後1:30 ~ 午後2:02
 出席委員 18名

第183回千葉県都市計画審議会出席委員

(順不同敬称略)

構成	氏名	摘要
学識経験者	北原理雄	都市計画
	鎌野邦樹	法律
	橋本都子	建築
	福士正直	都市経営
県議会の議員	浜田穂積	千葉県議会議員
	中台良男	千葉県議会議員
	瀧田敏幸	千葉県議会議員
	網中肇	千葉県議会議員
	岡田幸子	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	小野尚 (代理・巴道章)	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長)
	石田寿 (代理・佐藤榮一)	農林水産省関東農政局長 農村振興部農村計画課課長補佐)
	深瀬聡之 (代理・横川博司)	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 総務企画部企画課総括係長)
	持永秀毅 (代理・宮本岳仁)	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官)
	大西亘 (代理・近藤誠一郎)	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所副所長)
	森田幸典 (代理・杵淵賢二)	千葉県警察本部長 交通部交通規制課長)
市町村の長を 代表する者	大久保博	市川市長
市町村議会の 議長を代表 する者	中村利久	野田市議会議長
	伊藤茂明	鋸南町議会議長

第 1 8 3 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

平成 2 9 年 3 月 2 9 日 提 出

第 1 号 議 案 建 築 基 準 法 第 51 条 た だ し 書 の 規 定 に よ る 処 理 施 設 (産 業 廃 棄 物
処 理 施 設) の 敷 地 の 位 置 (木 更 津 市) に つ い て

1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第183回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに、伊藤都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

伊藤都市整備局長 都市整備局長の伊藤です。

委員の皆様方には、年度末の大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会は、昨年の10月に続きまして、本年度2回目の開催です。

今回の議案といたしましては、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連の1議案です。

議案等の内容については後ほど担当課長等から説明させますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

桜が開花した後に雪が降るなど、なかなか春本番とはいかない日が続いておりますが、委員の皆様にはご自愛いただきまして、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち現在のところ18名で、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。会議は成立しております。

4. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることになっておりますので、北原会長、よろしく願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。議長を務めさせていただきます北原です。

今回は年度末ぎりぎりの開催になりましたが、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

5. 議事録署名人の指名

会 長 はじめに、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第10条第3項の規定により、議事

録署名人を指名させていただきます。

福 士 委 員

岡 田 委 員

お願いします。

6. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですが、本日ご審議いただく案件は、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が1議案です。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に非公開とすることができる規定がありますが、事務局から提案はありますか。

事務局 本日の審議会に付議された議案は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に該当する非公開案件はないということでしょうか。

会 長 事務局から「非公開案件はなし」という提案がありましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、本日の審議会において「非公開とする案件はない」ということで進めさせていただきます。

次に、本審議会の傍聴人について確認します。

本日の審議会に傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局 本日、傍聴人は5名の方がお越しになっています。

会 長 それでは入場させてください。

(傍聴人 入場)

会 長 議事に入る前に、傍聴の皆さんに傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局からお配りした「傍聴要領」を読んでいただき、その内容をお守りください。

次に、報道関係の方がいらっしゃったら、事務局は入場させてください。

事務局 本日は報道関係者の方はお見えになっておりません。

7. 議 案 審 議

会 長 本日ご審議いただく案件は1件です。大変重要な案件ですので、十分にご審議くださるようお願いいたします。

また、議案は既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略させていただきます。

これから議案の審議に入りますが、事務局はできるだけ簡潔に説明をお願いいたします。

第1号議案

会 長 それでは、

第1号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（木更津市）について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 千葉県の建築指導課でございます。

最初に、建築基準法第51条ただし書について説明させていただきます。

第1号議案は、建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関してご審議いただくものです。

建築基準法第51条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場のほか、一般廃棄物、産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ、原則として建築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合に、例外的に建築できる。」と規定されております。

一般的に、地方公共団体等が設置するごみ焼却場等は都市計画決定されておりますが、民間事業者が設置する廃棄物処理施設については、都市計画決定されるものではないため、建築基準法第51条ただし書の規定により許可することで建築ができるようになります。

今回の議案は、民間事業者が産業廃棄物処理施設を設置するものであり、許可に際して、都市計画審議会の議を経る必要があるため、付議しております。

今回の議案については、木更津市内の市街化調整区域内の産業廃棄物処理施設に係るものですので、建築基準法の許可権者である木更津市より説明させていただきます。

事務局 本日は、年度末のお忙しい中、木更津市の案件をご審議いただき、ありがとうございます。本日お諮りする議案は、地元業者が産業廃棄物処理施設を設置しようとするものです。詳細については担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

事務局 第1号議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。また、あわせてスクリーンもご覧ください。

施設の設置者は、株式会社 和幸、代表取締役 前橋和則です。

敷地の位置は、木更津市菅生に位置しております。

敷地面積は29,794.81㎡で、市街化調整区域となっております。

続いて、2ページの計画概要書をご覧ください。

施設の種別は新設の産業廃棄物処理施設で、許可対象施設は破碎施設3基となります。

それぞれの処理品目及び処理能力は記載のとおりです。

がれき類、廃プラスチック類、木くず、それぞれの1日当たりの処理能力が5トンを超えることから、許可が必要となるものです。

次に、3ページの位置図をご覧ください。

敷地はJR木更津駅から東へ約5kmで、市街化調整区域に位置しております。

なお、現在、周辺には都市計画上支障となるような都市施設はございません。また、将来、市街化の計画もございません。

次に、4ページの計画図をご覧ください。

搬入経路は、幅員12.5mの国道409号です。

1日当たりの搬出入車両は最大200台となっており、今回の発生交通量による主な搬出

入経路に対する影響については、支障ないと考えております。

次に、5ページをご覧ください。

中段の「2 審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性、施設計画の妥当性について審査を行い、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

次に、6ページの配置図をご覧ください。

赤枠部分が対象の建物で2棟あり、破碎施設、圧縮施設及び事務所のある①工場と、破碎施設のある②工場があります。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

産業廃棄物である廃プラスチック類、木くず等混合廃棄物の場合は、①の工場の処理前保管場へ運び込まれ、破碎機で破碎されます。また、がれき類については、②の工場の処理前保管場へ運び込まれ、破碎機で破碎されます。

処理後は、保管場所に保管され、リサイクルできるものは出荷し、リサイクルできないものは他の処理施設で処分する計画となっております。

次に、7ページをご覧ください。

環境関係法令につきましては、騒音などの環境対策が求められ、それぞれ基準に適合した計画となっております。環境に対する影響については支障がないと考えます。

最後に敷地の周辺についてですが、スクリーンをご覧ください。

これは敷地境界線から周囲100mのラインと200mのラインを示しており、黄色が住宅、ピンク色が商業施設、青色が事務所、水色が倉庫、緑色が運動施設になっています。

施設の敷地から100m以内については、学校や病院等の施設はありません。

また、敷地境界線から周囲200m以内の居住者に対しては、計画について説明を行い、支障がない旨を確認しております。

説明は以上です。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

会 長 ただいま第1号議案について事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

委 員 安全対策と環境問題、それから住民の方々との合意ということで、大きく分けて三つについて質問させていただきます。

まず、200mのところまでは学校などもないということだったのですが、それよりもうちょっと離れたところに小学校があります。施設の前の国道409号も通学路になっているのではないかと思います。その辺の安全対策などはどのようにお考えになっているのか。1日200台の搬入搬出ということも先ほど話がありました。通学路としてどれくらいの子供が通われるのか、その辺も調べていたら教えていただきたいのと、その安全対策を教えてください。

それから、環境問題としましては、がれきの破碎ということなので、計画地の先ほどお示しになった100mのラインの中に事務所などがありますし、もうちょっと離れたところには住宅もあるということで、その方々の近くが破碎場になるかと思うのですが、その騒音対策などはどのようにしているのか教えてください。

それから、周辺の住民の方々とは、説明会などを開かれて合意が得られているということですが、何回ぐらい説明会を開いて、意見などはどんなものが上がったのか、それに対

する対策はどうなっているのかなどを教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

事務局 まず学校への安全対策についてですが、近くに東清小学校があり、そこに通う児童への安全対策として、事業者が登下校時間帯に横断歩道に交通整理員を少なくとも1人以上立てることで学校側と協議がなされております。

施設の前面道路には、当該施設の反対側に2mの歩道があり、そこを児童が通学することになります。なお、事業者では、施設の出入口付近に警備員を常駐させ、車両の出入口について安全対策を図るということです。

騒音対策については、木更津市環境保全条例の対象施設となっており、破碎機の稼働時における敷地境界線上での最大予測レベルは57.7dBで、規制値以下となっております。

近隣住民への説明についてですが、今回の計画地付近で大部分を占める菅生地区については、産業廃棄物中間処理施設建設について住民に対して計画の説明会を7回行っております。その後、平成28年7月31日付けで菅生地区自治会と環境保全協定を締結しております。また、菅生地区以外の半径200m以内の民家からも同意を得ていることから、支障ないと考えております。

以上です。

委員 やっぱり、子供たちがどれくらい通るのかというのが一番気になるところでして、交通整理員を校門の前に付ける、計画地の入口にも常駐するということでよろしいのですね。

特に学校の前ですが、そこはある一定の期間だけではなく、ずっと付けるのかどうか。子供たちは、学校に来る時よりも、下校の時のほうがバラバラの時間帯になります。そうなると、ある一定の時期だけで終わってしまうのではないかという心配が考えられるのです。それは1年間とか2年間とかそういう長いスパンでずっとそうしていくのか、その辺はどうなるのか、もう1回お聞かせいただければと思います。

それから騒音ですが、60dBにはならないということですが、かなり事務所は近いです。100m以内ということもありまして、破碎の建物がどんなふうになっていて、この事務所は昼間だけお使いになるのかと思いますが、その対策は特には講じられていないのかどうか。60dB以下だからいいということになるのかどうか。その対策が、もしあったら教えてください。

説明会については7回行って、環境保全協定も結ばれたということなので、その辺は住民の皆さんとも合意ができているのかと思いますが、特に住民説明会の時にいろいろなやり取りの中で、問題点などあって改善したものなどがあったら教えてください。

事務局 まず、通学路の安全対策についてですが、先ほど委員からは校門の近くということで説明があったと思いますが、校門ではなく、東清小学校の角地にある交差点となります。(地図提示)点線の赤丸で囲ったところが交差点です。この信号が付いている交差点に交通整理員を登下校時間に配置して、子供たちの安全対策を図ることになっております。

登下校の時間ですが、基本的に7時から9時が登校の時間、下校は15時から17時と聞いております。

騒音の件ですが、周辺の事務所等に対する対策ですが、今回の計画では、敷地境界線で騒音規制値を下回っていることで、特段配慮はしていない状況になっています。

説明会を7回やって何か対策を講じられたかという話ですが、産業廃棄物処理施設とい

うことで住民の皆さんは不安がっています。基本的に騒音、粉じん、振動、水質汚濁関係が、処分場ができるということだけで危惧されておりまして、それぞれの規制値関係を説明していく中で理解が得られたという状況になっております。例えば「有害な物質は出ることにはございません」といった説明を何回かした中で住民の方々には理解を得ている状況と聞いております。

委員 通学路の安全対策というところですが、私は学校の校門と言ったのですが、交差点ですね。交差点のところに交通整理員が付くというわけですが、これはいつごろまでなのでしょう。これはずっと付けてもらえるのかどうかということ。

それと、周辺の皆さんは、騒音、粉じん、水質などについては心配が出されたわけですね。それについて、先ほどの騒音の問題では特に何も対策を取っていないと、それで納得を本当にされたのかと思うわけですね。破砕場という、がれきを破砕するわけですから、かなりの騒音が出ると思っているのですが、それが「大丈夫ですよ」というふうになったのかどうか。本当に何もないのでしょか。

会長 1点目に関しては、先ほど時間帯をお答えいただきましたが、そうではなく、1年のうちにどれだけとか、今後永遠にやるのか、そういうことです。

事務局 交通整理員については、施設が稼働している期間は配置する予定と聞いております。騒音の問題については、住民の方に説明して理解をいただいております。また、苦情窓口も今後設置される予定となっておりますので、そちらのほうの対応も可能かと考えております。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 今の委員の質問との関連ですが、交通整理員のことで同じことを違う方向からということ。

一つは、計画地に搬入と搬出ということがありますが、その前を通過して通学する児童はいないのかということ。

もう1点、こういうふうに搬入搬出路が定められているのですが、場合によっては渋滞等で通学路を迂回して計画地に至るといような可能性が全くないわけではないので、そのあたりの徹底というか手立てというか、業者あるいは行政のほうの指導、その点を教えていただければと思います。

事務局 計画地前の児童の人数ですが、私どもは4名と把握しております。計画地側には歩道は整備されておらず、計画地の反対側の部分には2mの歩道が設置されており、安全は確保されていると考えております。

また、先ほども説明しましたが、出入口のところには交通整理員も常時配備しますので、安全対策はできていると考えております。

委員 車のほうが迂回する可能性はないのですか。

事務局 計画地前は国道409号線で、渋滞することがあまりありませんので、仮にそういうことが懸念されるようであれば、当然、指導はさせていただきます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 1点だけお願いします。

住民の皆様と合意は取れておりますという発言がありますが、何をもって同意を受けたという形ですか。

事務局 先ほど、住民合意が取れているという話をさせていただきましたが、説明会を7回ほど開催して、その自治会と環境保全協定を締結しております。それをもって「合意した」というふうに考えております。

委員 追加ですが、自治会は関係する近隣の自治会だと思いますが、何自治会と協定を結ばれたのでしょうか。一つの自治会なのか、関連する幾つかの自治会なのか。

事務局 周りには幾つか自治会があるのですが、この計画地の大部分を占めている自治会の一つと保全協定を結んでおります。

会長 ほかにいかがでしょうか。
(「なし」の声あり)

会長 それでは採決します。
第1号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(挙 手 全 員)

会長 全員賛成です。
よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第1号議案を原案どおり可決することに決定します。

熱心にご審議いただきましてありがとうございます。
以上をもちまして予定された議案の審議はすべて終了しました。
事務局から、ほかに何かございますか。

事務局 特にございません。

会長 皆さん、ありがとうございます。
この後の進行を司会にお返しします。

8. 閉 会

司 会 それでは、これで第183回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。
本日は、ご審議いただき、ありがとうございました。

— 以上 —